

自施設内適応判定についてのお知らせ

2015年5月1日より心臓移植の適応評価システムが変更になりました。

1997年に臓器移植法が施行されてから、脳死下での移植手術については、その特殊性を踏まえ、より慎重な取り扱いがなされており、心臓移植においては、主治医が申請した個々の患者の適応検討を全症例本学会心臓移植委員会で行って参りました。

昨年9月19日の移植関係学会合同委員会において、脳死下での臓器移植の適応評価に係る手続きについて、関係学会が一定の基準に基づき承認する移植施設であれば、委員会を経ずに日本臓器移植ネットワークへの移植希望登録を可能ということが決定いたしました。

それに基づき、本学会において心臓移植の適応評価の仕組みを検討、審議してきた結果、50症例以上の心臓移植実施実績があり、心臓移植適応判定、心臓移植医療が適切に行われていると本学会心臓移植委員会で判断された施設においては、各施設内での適応検討委員会で適応と判定されれば、直接日本臓器移植ネットワークへの移植希望登録が可能となります。